

法定相続人表

第2順位 / 直系尊属

第1順位がない場合のみ

2.祖父母

父母が死亡・相続権を失うと上にあがる

1.父母

第3順位

第1・第2順位がない場合のみ

1.兄弟姉妹

兄弟姉妹が
死亡・相続権を失うと下にさがる

2.甥姪

代襲するのはここまで

※ 常に相続人

戦没者等遺族
(被相続人)

配偶者

基準日以降に死亡
(令和2年4月1日)

第1順位 / 直系卑属

1.子

(養子・非嫡出子・胎児を含む)
子が死亡・相続権を失うと下にさがる

2.孫

代襲相続

↓
代襲は無限